

第二十八回国会 衆議院 地方行政委員會議録第二十四号

昭和三十三年四月一日(火曜日)

午前十時五十四分開議

出席委員

委員長 矢尾喜三郎君

理事 龜山 孝一君 理事 額綱 彌三君

理事 徳田興吉郎君 理事 永田 亮一君

理事 吉田 重延君 理事 川村 巖義君

理事 中井徳次郎君

青木 正君 加藤 精三君

川崎末五郎君 菅野和太郎君

楠美 省吾君 渡海元三郎君

早川 崇君 古井 喜實君

今村 等君 大矢 省三君

加賀田 進君

出席國務大臣

國務大臣 郡 祐一君

出席政府委員

自治政務次官 中島 茂喜君

總理府事務官(自治行政局長) 藤井 貞夫君

委員外の出席者

専門員 円地与四松君

四月一日

委員平野三郎君辭任につき、その補

欠として川島正次郎君が議長の指名

で委員に選任された。

三月三十一日

中小企業の事業税撤廃に関する請願

(太田正孝君紹介)(第二五三三三三)

同(田中伊三次君紹介)(第二五三三三六)

同(田中鐵之進君紹介)(第二五三七七)

同(福井盛太郎君紹介)(第二五三八

号)

同外八件(松岡松平君紹介)(第二五

三九号)

同外十一件(栗山博君紹介)(第二五

四〇号)

同外二件(大石武一君紹介)(第二五

九七号)

同(高岡大輔君紹介)(第二五九八

号)

同(福田越夫君外一名紹介)(第二五

九九号)

同外十九件(横井太郎君外一名紹介)

(第二六〇〇号)

同外八件(渡邊良夫君紹介)(第二六

〇一号)

同外十五件(今井耕君紹介)(第二六

四八号)

同外三件(堂森芳夫君紹介)(第二六

四九号)

同(中川俊忠君紹介)(第二六五〇

号)

同(林讓治君紹介)(第二六五一号)

同(前田榮之助君紹介)(第二六五二

号)

同外三十二件(横井太郎君外一名紹

介)(第二六五三三三)

同外六件(伊藤卯四郎君紹介)(第二

六九三三)

同外三件(薩摩雄次君紹介)(第二六

九四四)

同外一件(今井耕君紹介)(第二六九

五五)

同(橋本龍伍君紹介)(第二六九六

号)

同外十七件(植木庚子郎君紹介)(第

二六九七号)

同(山手滿男君紹介)(第二六九八

号)

同(宇都宮徳馬君紹介)(第二六九九

号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

連合審査會開會申入れの件

地方自治法の一部を改正する法律案

(内閣提出第二四〇号)

○矢尾委員長 これより會議を開きま

す。

この際、連合審査會開會申入れの

件についてお諮りいたします。目下建

設委員會において審査中の下水道法案

につきましては、本委員會の所管とも

関連がありますので、この際本案につ

きまして建設委員會に連合審査會開會

の申入れをいたしたいと存じます

が、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○矢尾委員長 御異議なしと認めまし

て、さよう決しました。

次に地方自治法の一部を改正する法

律案を議題として質疑を行います。質

疑は通告順によつてこれを許します。

渡海元三郎君

○渡海委員 地方自治法の一部改正案

の要点につきましては、ほとんど事務

的な改正でございますので、私はこの

際、この問題には触れてはおりませ

ん

が、自治法一般の問題につきまして簡

潔に一点お伺いしたいと思います。そ

れは國と普通地方公共団体、また普通

地方公共団体相互間の關係におきまし

て、勤務年数の通算は自治法第二百五

十二条の十八によつて規定されてお

るのでございますが、この規定の中には

通算措置を義務として規定したもの

と、また勸奨規定として規定したもの

と二つに分れておるのでございませ

ん、立法のときにおきましていかなる

理由に基いてこのように二つに分けた

か、一応簡潔に御説明賜りたいと思

います。

○藤井(眞)政府委員 恩給通算の措置

に關しましては、國家公務員と都道府

県の職員、あるいは都道府県職員相互

間につきましては、これを通算ができ

ますような措置を講じたのでありま

すが、これに對しまして恩給と市町村

の職員あるいは市町村と府県の關係と

いうものにつきましてはいろいろ問題

がございますので、特に府県と市町

村との間につきましては、なるべく恩

給通算の措置を講ずるよう努めなけ

ればならない、そういうような取扱い

上の差異を設けて、現在の制度ができ

上っておりますのであります。このよう

な措置を講じました理由につきまして

は、ごく簡略に御説明を申し上げたいと思

います。法律によつて統一的に通算の強

制措置を講ずることが可能であります

るのは、これは恩給法上の公務員と、そ

れから都道府県の職員につきましては、

御承知のように任用制度なりあるいは

給与制度等につきまして、大体従来の

沿革から申しまして、同一の基盤に

立つておるわけでございます。従つて

在職期間そのものが大体種類が同じと

申しますか、同質のものであるばかりで

ございませんで、恩給制度と従米ござ

いませる都道府県の退職年金制度自体

がその内容にも同じものであるという

ことに、その基本的な原因があるもの

であるというふうを考えておるのであ

ります。ところが都道府県の職員と市

町村の職員につきましては、その相互

通算措置につきまして、それぞれの地

方団体において通算の措置を講ずるよ

うに努めなければならぬというふう

にいたしておるのであります。これは

法律上の強制措置をとらないようなこ

とにいたしておるのであります。こ

れは今申し上げましたように、やはり

通算措置を講じますためには、その

基盤となりませる任用あるいは給与制

度が同質である、さらには、退職年金

制度自体が、恩給あるいは府県の退職

年金制度とそれぞれ同一の基盤に立つ

ておるといふことを前提といたしま

せんと、通算措置を強制いたしますこ

とについて、技術的に申しまして、

非常に困難な問題が生じます。いわば法律

技術的な面からいへばほとんど不可能

と思われるような点があるからござ

います。現在、渡海委員も御承知ござ

いますように、市町村にはそれぞれ

独自の退職年金制度というものを持

ておるのであります。その内容に至

りましては、非常に区々に相なつてお

り

第一類第二号

地方行政委員會議録第二十四号

昭和三十三年四月一日

第一類第二号

地方行政委員會議録第二十四号

昭和三十三年四月一日

第一類第二号

地方行政委員會議録第二十四号

昭和三十三年四月一日

第一類第二号

地方行政委員會議録第二十四号

昭和三十三年四月一日

第一類第二号

地方行政委員會議録第二十四号

昭和三十三年四月一日

第一類第二号

地方行政委員會議録第二十四号

昭和三十三年四月一日

第一類第二号

地方行政委員會議録第二十四号

昭和三十三年四月一日

第一類第二号

地方行政委員會議録第二十四号

昭和三十三年四月一日

第一類第二号

地方行政委員會議録第二十四号

昭和三十三年四月一日

第一類第二号

地方行政委員會議録第二十四号

昭和三十三年四月一日

第一類第二号

地方行政委員會議録第二十四号

昭和三十三年四月一日

第一類第二号

地方行政委員會議録第二十四号

昭和三十三年四月一日

第一類第二号

地方行政委員會議録第二十四号

昭和三十三年四月一日





う。変わったこともあったと思ひますが、それができるのに市町村なんかができないというのはどうもよくわからぬ。それからあの改正をしたときに私から質問をしております。これならば、たとえば大阪の市立の高等学校のものが府立にかわる、あるいは国立にかわるというようなことも一緒にやったらどうかといった場合の政府当局の回答としては、実はまだその時期ではないということが第一点。第二点としてはむしろ大都市の市立等においてはそのままとしておいた方がよろしい。その方が有利であるから国家公務員あるいは府県の方にはかわらない。あまりさわらないでくれ、こういう希望があるというので、それが回答であったと思うのです。私の方にもそういう陳情もありました。これは二、三年前の話です。ところがその後やはりそれはいけないということになって参った。渡海さんに大へん御尽力いただいて、それは自民党の方でも御賛成で御研究をいただき、きょうの問答になつておると思ふのですが、そういう意味ではもう少し何か他の面から、すかつとした対策があるように思ふのですが、この点はいかがですか。

○藤井(員)政府委員 第一にお述べになりました点でございますが、恩給自体でいろいろ読みかえをいたしております。また退職年金条例を規定いたしましたる都道府県の条例、あるいは根拠になりますこのたびの恩給通算措置に伴いまする地方自治法の施行令等につきましてもこういう措置を講じて、これが可能ならしめられておるのであります。ただその場合にあくまでその基礎がほとんど同じであるというこ

ろに、これを可能ならしめする基礎があるのであります。なるほど中井委員御指摘になりましたように、従来の府県の退職料条例、今の退職年金条例といわれるものにつきましても、これはそれぞれに同じく差があつたはずではないかと仰せになります。その点につきましても従来恩給制度の適用を受けておられます公務員というものは、府県にはむしろ違つた事象が多いのであります。そういうような点と権衡の問題もございまして、府県の退職料条例等につきましても、恩給の内容とはほとんど同一あるいはあまり違つたところがないように私たちが承知をいたしておるのであります。それで退職年金の年限というものを異にいたしまする際に、その通算の基礎となりまする勤続期間というものをどういふふうに見ていくかということにつきましても、現在の恩給公務員の中につきましても、たとえば警察官というものと一般の公務員というものの間にはその勤続期間を通算するに際しまして、算定がえをするという方式が認められております。これは一般公務員が十七年でありまして十七年の一年と警察官の十二年の一年とを同じ一年として規定を読みかえていくというわけには参りませんので、その点について便法を講じておるのであります。ただ市町村の場合にこれを適用いたしました場合に、ある市でもって十二年の恩給年限であるという場合に、その十二年とそれから一般公務員、一般都道府県の職員の十七年と同じ一年の等差をつけて、その基準に算定するかどうか、警

察官等につきましても、これはもちろん職務の特殊性でありますからそういうことは言い得ますけれども、一般の職員につきましても、市町村と府県との間にそういう同じ一年でもって差を設けていくということが果してどうであるかという点もございまして、いろいろわれわれといたしましても検討は加えておるのであります。やはりどういふ恩給通算を可能ならしめるためには、その基礎となり得る任用制度なり給与制度なりというものは、最低限度これを統一した基礎に置いてやつていくのでなければ、合理的な通算措置というものがなかなかおこしいのではないかと申しておるのであります。そうかと申して現在有利な条件で十二年なら十二年で恩給がついておる建前になつております市町村職員についてこれを強制的に十七年にすることとは合理的でございませぬ。そういうような措置は法律上強制すべき筋合いではございませぬ。そこでやはり将来恩給制度の一応の基礎となり得るものにつきましても、恩給共済について最低限度の一つの基礎というものを確立をいたしました。それに対してさらに市町村独自で従来の沿革もあつて職員を有利に待遇をいたしておる面があれば、その面は付加的な給付としてこれを独自の条例でやらすような道をつけていく。しかし基礎的なものは基礎的なものとして、これを二つのレベルに乗せて、それを対象にして通算の基礎にこれを入れていくということをしていませんと、どうもやはり全体としては合理的な基礎にはなり得ないのではないかと。そういうふうな点につきましてもわれわれ

は非常にいろんな面から検討を加えておるのであります。将来近いうちに国家公務員の共済恩給制度の統一制度の採用に伴ひまして、地方公務員全体についてもそういう方法を進めて参らなければならぬ時期がくると思ひますので、そのときにこれらの問題についての全般的な解決をはかつて参りたい、かように考えておる次第であります。

○中井委員 そういたしますと、私どもが承つておつたように事務上の手続として非常に困難であるからというのではなくして、むしろ政府におかれましては十二年のものもあり、十五年のものもある。こういうふうなものまで内容的に一つ手をつけて統一した、総合的なものを作りたい。そこでそれまで待て、こういうことですが、率直にいうと、そうなりますと少し問題が私に残ると思ふのです。われわれはこの法案につきましても予備審査の過程において自由党と社会党とでいろいろ懇談をやつております。その際における自由党の皆さんの私たちに對する回答は、非常に事務手続上できない、ほかの法律にも手をつけなければならぬということでしたが、今のあなたの回答では必ずしもそうではない。その点はどうですか。そういうことになると、これはやはり地方自治体の独自の権限をやはり国家としてワクをはめて統制をしよう、国家が十七年というのに、お前ら十二年というのはいまいきり千言万語、この前の府県と国家、あるいは府県相互間のあの改正のときにも、私は非常に不満にたえなかつたのは、市町村はちよつと違ふのだ、一段下だ

というふうな扱いを受けておつた感じが私としてはならなかつたのです。あのときどく申し上げた記憶がございまして、四千ばかりある市町村にはさまざまなきがかりがある。しかしそれはありのままとして認めるのが法の建前だろうと思ふのですが、内容にまで入つていくということになると、市町村独自の権限を——指導されるのはけつこうです。従来されるのはけつこうでありますけれども、どうも最近の政府のやり方を見ると、通牒行政といひますか、法律の改正では率は低くするけれども、逆に今度は税金などにおいて評価を上げるといふようなことで、非常にむづかしいことになつておる。どうも今の場合もそんな感じがしてなりません。この際そういう点についての自治庁の見解を聞いておきたいと思ひます。そういうことであるならば、問題であります。私どもはできれば今回この地方自治法一部改正法案の中にそれを入れていきたいという考えです。皆さんはしばらく待てと言ふ。それは、待つてもいいですよ。待つてもいいですけれども、思想の中にそういうことが入つておるといふことになると、これは問題にせざるを得ない、こういうことであるが、見解はどうですか。

○藤井(員)政府委員 私が申し上げておりましたのは、従来までそれぞれ市町村が独自でやつておりました制度というものを、法律でもって非常に有利なものまで統一的に規制していくというふうなことは、むしろいけないことだという意味で申し上げておるわけでありませぬ。ただ一種の国家全体の保障制

度というような社会保障制度の一環として、年令制度、あるいは共済制度を統一していくことになりまると、これは最小限度の一定の基準をいたしまして、地方公務員として共通の基準に立つものは最低限度保障という意味において、国において統一的な制度というものを考えていくことがよいのではないかと。またそれをやることによりまして、お互いに通算上の措置が可能になりまると、また一面人事交流その他が円滑に参りて、全体として地方行政の方にもプラスになつてくる面があるのではないか。しかし一面現在まであります市町村独自でそれぞれの考へで、それぞれの沿革でやっておる制度というものを、これを全部それに右へならせさせることは、私はむしろ不適当であると考えておるものであります。それらの分については市町村独自でやっていただく、ただ共通の最低限度の基準だけは一つのレベルの上に乘せていく、そういう考へ方でいくべきであります、これを機会に十七年なら十七年、あるいは今年の新し考へ方でありまると二十年なら二十年というように全部が全部してしまふ、そういうようなやり方につきましては、私自身も適当であるとは考へておらないのであります。

○中井委員 そういうことであるならば、この法案を一部修正することは必ずしもそう困難なことではないと私は思うのです。詳細のことは政令にまかすとか、あるいは恩給法に準拠するとか、そういう形においてこれは修正はできる、こういうふうな考へるのですか、その点いかがですか。

○藤井(貞)政府委員 その点につきま

しては前々からいろいろ御要望もございまして、またわれわれもいたしまして市町村の関係の方々からもいろいろ御要望を受けておりました、事務的、技術的にいろいろ検討を加えたのでございまして、どうしても今のままでは、政令等にゆだねられましても正直のところ不可能に近い。法律技術的に申しまして不可能に近い。目下のところはそういう結論に到達いたしておる次第であります。

○川村(維)委員 今渡海委員を初め中井委員から二百五十二条に關係のある問題でいろいろ御質疑がありました。自治庁当局の考へ方は一応了解できるわけでありまして。ただ今局長のいろいろの答弁を聞いておりました、まだ納得のいかないところが一、二点ありますので、重ねてお聞きしたい。

それは勤務年数の通算問題で二百五十二条の十八に規定いたしておりました。いわゆる義務規定の問題は、これは恩給法上の職員を対象にしておる、あるいは退職年金制度等の内容が同質の職員について都道府県関係あるいは恩給と義務教育関係の職員である、こういうのを対象にしておる、ただしいわゆる勸奨規定である第三項に規定いたしております問題は、給与制度の問題あるいは退職年金制度のそういうものがどうもばらばらである、非常に内容が違つておる、従つて法律的に見ても技術的に非常に困難だから不可能だ、こ

ういう大体的結論があなたたちの中には出ておるようであります。現在においてはやれない。そうなりますと、その非常に非常に技術的に困難な内容を、持つておるものを、どうして二百五十二

○藤井(貞)政府委員 「努めなければならぬ」というふうにいたしましたのは、義務づけられる一般の府県の職員と、市町村の職員の間では、どうしてもその基準に非常な相違があるといふところから、理想的な形では通算措置といふものが全公務員について行われることが望ましいわけでございますけれども、そういうニュアンスの相違がございまして、これを一律に法律上で義務づけまことが、かえつて不適当であるという考へ方から、市町村の職員につきましてお互いの一つの努力目標として掲げる法律上はこれを強

ない。こういうような規定を一体設けたのか、逆にいうならば努めようと思つてもやれない、そういうものをどうしてこれは規定したのか、ここに私は今問答を聞いておりました、一つ大きな疑問が出てくる。これについての御見解をお聞かせ願いたい。それから一つは、そういうふうな困難なものを、法律では在職期間に通算する措置を講じなければならぬ、こういうふうに規定してあるんだから、やろうとする場合には一体今までどういう形で市町村関係はやつたのか、そういう実例があるのか、その具体的な問題等についても、この際一つお聞かせお願ひしたいと思います。

なくてもお互いの話し合いによりまして共通に近いような基準に制度自体を改正をする、一方が一方に合せていくというふうな場合、従つてこの場合においては市町村の側の方が合せることが実は多いわけでありまして、そういう合せたことによつて、基準が大体共通になるという場合においてこれが可能になつてくるのでありまして、両者の共通の基準というものが整います際においては、これの促進措置というものはできるだけ講ずるようになつて、承知をいたしておるのであります。またその線に沿ひまして、全国一ただいま私数字は覚えておりませんが、府県と市町村との間に通算措置を講じておるものも、この法律ができてから、若干生じておるのであります。

○川村(維)委員 それはよくわかりました。ただ私がお聞きしましたように「努めなければならぬ」というような規定を設けておるのだけれども、自治庁の、いわゆる本庁であるあなたの方で、現状において非常に困難だ、いわば技術的にも全く不可能に近い、こういう見解を持っておられるのに、それぞれ都道府県あるいは市町村で、努めようと思つてもそこに努められない一つの非常な限界があるのじゃないか。そうすると、このような法律を作つた以上は、市町村においてもそれが努められるように、やれるように、これはあるいは政令等で、あなたの方で努力をしてやる、そういうふうな地作りをしてやる、そういうふうな、実は必要であつたのじゃないか、こういう感じさを持つのです。それを、ただ法律だけを作っておきまし

て、そうしてあなたたちの方で、実はなかなかやれないのだ、いや、不可能に近いのだ、こういう見解を持つて今日まで来られたということについて、どうも納得の行かないところがあるわけです。

さらに申し上げますならば、渡海委員からも御指摘がありましたように、この問題は大きな問題となりまして、前々の国会から課題になつておる。委員会でも、請願が採択になつて、あなたの方の方にこれは回つておるはずだ。だからして、当然今日では、こういう方法を講じさせるとできる、こういう障害があるからそれを取り除いてやらなければならぬというふうな、これができるような法的措置を講じていただけるものだとわれわれは思つておつた。ところが今日でも、結局今やろうとしても無理だ、できないのだというふうな見地に立つて押し流されたことについては、われわれとしても納得のいかないところがあるわけですが、もちろん、今日の現状においてできないといふことは、局長が言つておられるように、退職年金の問題にしても、恩給の問題にしても、それぞれ内容が違つておるし、それらに關係のあるところの条例の改正等をやらなければ持つていけない、それはわかりませんが、やらせようと思へば、この条項を生かして、ほんとうに実効あるものとしようと思へば、私は、皆さん方の力で、これは法的な措置が講じられてできるものだ、こういうふうな解釈をしておるわけですか。ところが今、何度も申すようでありましても、どうも現状においてはやむを得ない、とても

五



口に関する要件は、三万以上とする。ただし、地方自治法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第九十三号)附則第二項の規定によることを妨げるものではない。

3 前項の人口は、地方自治法第二百五十四号並びに第二百五十五号及びこれに基づく政令の定めるところによる。

○ 額委員 たいま議題となりました地方自治法の一部を改正する法律案に対する修正案につきまして、私は自由民主党並びに社会党を代表して、その趣旨を簡単に御説明申し上げます。まず、修正案の全文を朗読いたします。

地方自治法の一部を改正する法律案に対する修正案

地方自治法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。第八十号の五の改正に関する部分の前に次のように加える。

第三百三十八号第二項中「市」を「市町村」に改め、同条第四項中「市及び町村」を「市町村」に改める。附則を次のように改める。

附則

(施行期日) 1 この法律は、公布の日から施行する。

(市の人口要件の特例)

2 地方自治法第七号第一項の規定による関係市町村の区域の全部若しくは一部をもつて市を設置する処分又は同法第八号第三項の規定による町村を市とする処分について

ては、昭和三十三年九月三十日までにその申請がなされ、かつ、その申請の際当該市となるべき普通地方公共団体の人口が三万以上であるものに限り、同法第八号第一項第一号の規定にかかわらず、市となるべき普通地方公共団体の人口に関する要件は、三万以上とする。ただし、地方自治法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第九十三号)附則第二項の規定によることを妨げるものではない。

3 前項の人口は、地方自治法第二百五十四号並びに第二百五十五号及びこれに基づく政令の定めるところによる。

以上であります。たいま朗読いたしました修正案の内容といたしましては、次の二点でございます。

すなわち、その第一点は、町村議会の事務局の法制化に関する事項であります。現行制度によりまして、地方自治法における事務局につきましては、地方自治法の第三百三十八号に規定がありまして、都道府県の議会には事務局を置き、市の議会には条例の定めるところによりて事務局を置くことができるところになっておりますが、事務局を置かない市及び町村の議会にあっては、単に書記長、書記その他の職員を置き、なお町村の議会だけは書記長を置かないことができることになって

従って、現行法上は、町村議会においては、事実上はともかく、法律上に根拠を持たず事務局を置くことは認められていないのであります。

しかしながら、町村の現況は、町村合併によつてその規模が急激に拡大され、その財政力や行政能力も一段と伸張いたしましたのであります。特に、新町村建設の段階に臨んだ今日において、行政事務も増大し、これに相應して町村議会の活動もますますその重要性を加えてきたわけであり、このような新事態に処して、町村自治の本義と議会の使命の重要性にかんがみ、町村議会の活動を能率化し、その本来の機能を發揮するに遺憾なからしめるためには、その事務処理の体制を整備する必要があると認められます。

もとより、機構の整備と職員の増加による財政上の負担増大や執行機関とのいたずらなる摩擦は極力これを回避すべきは言うを待たないところであります。すし、町村の場合には、なお個々の町村によつて事情の異なるものがあり、すので、事務局の設置を法制化し、これを画一的にすることを避けて、町村議会においても、市におけると同様、条例の定めるところにより、事務局を置くことができることとし、うというものが、この修正の趣旨であります。この趣旨から、法第三百三十八号第二項に「市の議会に条例の定めるところにより、事務局を置くことができる」とあるのを「市町村の議会に条例の定めるところにより、事務局を置くことができる」と改めて、町村においても、その議会の事務局を法制化し、それを条例によつて定めるかいは、当該町村の実情に即応して任意にその採否に任せることとしたのであります。

また、御参考までに申し上げますと、この問題は、かねてから全国町村

議会議長会の熱心に要望していたところであり、国会に対する請願もしばしば行われ、国会もこれを採択して政府の検討を求めたことは各位の御承知の通りであります。政府におきましては、議会議長の法制化は議会制度の確立上理想としつつも、両三年来地方自治制組織の簡素化と財政再建途上における緊縮方針の要請から、にわかこれにくみしなかつたもののごとくであります。しかしながら今日の事情に徴しますると、町村の規模は人口八千未満から五万以上のものまであり、多種多様であります。概して町村の合併によつて規模が拡大され、従前の市と大差のないものもあり、現在の町村数三千二百五十のうち、二千七百三十二の町村議会について調査した結果によれば、その七四％に当る二千三十二の町村が臨時議事事務に従事する職員を有する現状でありますから、政府当局の懸念するような点に留意して運用に誤まりなきを期すれば、町村議会議務の法制化は、その職員の地位を安定せしめるとともに、議会機能の發揮に益すること多く、これを必置制とせずして現行法の市の議会におけると同様の扱いとすることは、むしろ実情に適するものと考えるのであります。

修正の第二点は、市となるべき要件のうち、人口要件について臨時の特例を定めようとするものであります。すなわち地方自治法第八号には、市となるべき普通地方公共団体の備えなければならない要件が定められており、人口要件としては、人口五万以上を有することとなっております。御承知の通り、この人口要件は以前には長い間人口三

たのを、昭和二十九年六月に現在のよう

に改められたのであります。その理由とすると、弱小町村を解消するため、大よそ人口八千を目途として町村合併を推進し、町村の規模は従前に比して飛躍的に増大するとともに、一方市としては近代的都市としての様相を整え、施設、能力を具備するために、さらにその規模を拡大することが必要と認められたからであります。

しかしながら、町村合併の推進の過程ないし町村合併計画遂行の要請から、合併関係町村において、市となるべき期待を持っていたにもかかわらず、一面においては北海道地方におけるがごとく、関係町村の区域が面積に比して人口数が少く、他面においては周辺都市や町村事情に制約されて新しい人口要件を充足するような合併ができず、従前の人口三万の要件で市となつたものに比して、実質能力において遜色がないにもかかわらず、人口要件改定の前後にわたる時期的ずれによつて、市となることが不可能となつたものに対しては、この際町村合併の大事業も大よそ完成され、今後当分は大変動も予想されないこととらみ合せ、一定期間を限り、以前の人口要件をもつて市となることができ道を開くことが町村関係を安定させることとなり、関係町村の熱望にこたえて、その自治完成の意欲を高めるゆえんであると思ふのであります。

このような必要を満たしますため、さきに人口要件が三万から五万に改正されたとき、経過措置として改正規定の施行の際、現に都道府県知事に対して当該処分の申請がなされている場合

は、従前の例によるものとされたと同様の趣旨をもちまして、この趣旨をさらに時期的に延長いたしました。昭和三十三年九月三十日まで申請をしたものは人口三万以上の要件をもって市となることを認めようとするものでございませぬ。

以上が修正案の提案理由の概要であります。何とぞ御審議の上、満場一致御可決あらんことを御願ひ申し上げます。

○矢尾委員長 修正案の趣旨説明は終了しました。

これより討論に入りたいと存じますが、別に討論の通告もありませんので、直ちに採決いたしたいと存じます。御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○矢尾委員長 御異議なしと認め、直ちに採決いたします。

まず自由民主党、社会党共同提案にかかる、龜山孝一君外二十八名提出にかかる修正案より採決いたします。本修正案に賛成の諸君の御起立を願います。

〔総員起立〕

○矢尾委員長 起立総員。よって本修正案は可決されました。

次に、ただいま可決されました修正部分を除く原案について採決いたします。これに賛成の諸君の御起立を願います。

〔総員起立〕

○矢尾委員長 起立総員。よって本案は修正議決されました。(拍手)

この際本案に関しまして渡海元三郎君より発言を求められておりますので、これを許します。渡海元三郎君。

○渡海委員 ただいま議決されました

地方自治法の一部を改正する法律案に對し、付帯決議を行いたいと思ひますので、簡単にその趣旨を御説明申し上げます。

まず案文を朗読いたします。

地方自治法の一部を改正する法律案に對する附帯決議案  
公立学校の教育公務員のうち、全日制の市町村立高等学校の教職員の

みが、退職年金の基礎となる在職期間の通算制度においてとり残されている現況にかんがみ、政府は、これらの職員についても都道府県立の高等学校及び義務教育諸学校の教職員と同様に、その在職期間を通算するよう、すみやかに措置すべきである。

右決議する。

今回の政府提案の改正案は、単に別表の整理に過ぎず、別に新たな内容を持った改正事項を含んでおりませんので、さしあたり懸案となつていた町村議会の事務局法制化等について修正案が提案され、ただいま可決された次第であります。私はさらにただいま読み上げましたような付帯決議を本案に付して、政府の善処を求め、可及的すみやかに問題の法制的解決をはかりたいと思つております。

御承知の通り、地方公務員の退職年金及び退職一時金に関する勤務年数の通算については、さきに一昨年の第二十四回国会において地方自治法の画期的に大幅な改正が行われた際、一応その原則が確立され、解決を見たのであります。が、なおその施行上にも若干の問題を残しているのであります。

すなわち、右の改正によつて新たに付加された本法第二百五十二条の十

八の規定によれば、都道府県と国との相互間、都道府県相互間の人事の交流異動による勤務年限の通算については、都道府県は職員を迎える場合にも、送り出す場合にも、通算する措置を講ぜねばならないことになっておりますが、一般に普通地方公共団体相互間においては、右の場合を除いては、すなわち都道府県と市町村あるいは市町村相互間においては、通算の措置を講ずるよう努めねばならないとあるにとどまっておりますので、義務教育職員については問題はありませんが、市町村立の高等学校教職員は当然には通算が認められず、教育上非常な支障があることは、本日の本委員会の質疑応答においても明らかになつた通りであります。

この問題については、前国会においても諸願が国会に提出され、本院もこれを採択し、政府に善処を促しているものであります。可及的すみやかにこれを解決しなければ市町村立高等学校の教育の振興上はなほだしく憂うるものがあるものであります。若干の支障がありまして、ひとしく教育に従事する公務員として、はなはだしく差別をすることは不当であり、かつて以前においても教育職員として恩給年限についても通算されていた事例にかんがみ、すなわち、可及的すみやかに通算できるような方法を考究し、その措置を講ずべきだと信ずるものであります。

これがこの付帯決議を付して政府に可及的すみやかにその善処を要望するゆえんであります。何とぞ全会一致、御賛成下さるようお願いいたします。

○矢尾委員長 ただいまの渡海元三郎君の動議のごとく付帯決議を本案に付

するに賛成の諸君の御起立を願います。

〔総員起立〕

○矢尾委員長 起立総員。よって渡海元三郎君の動議のごとく付帯決議を本案に付するに決しました。

なお、ただいま修正議決されました本案に関する委員会の報告書の作成並びに提出手続につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じますが御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○矢尾委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○中井委員 今の全会一致で決議になりました市町村職員の恩給の通算の問題であります。きょうの問答におきまして、事務当局からこれは技術的に非常に困難であるということでありましたので、私どもはやむなくこういう決議の形になつたのであります。ところがこれはどうせ参議院に回るであろうと思つてあります。まあ衆議院のことではあります。参議院におかれようであります。これはできるという意見も相当あるので、従いまして私どもももう済んだことですから決議にとどめますけれども、もしそういうことでございましたならば、政府におかれてはこの決議の内容については謙虚に受け取つていただきたい。衆議院でも決議であつたのだから参議院ではできないなどと言つてがらばらないで、一つ謙虚な立場でおやりいただきたいということ、私は強く要望いたしておきます。きょうは時間もありませんので技術的にこまかく入れなかつたわけでありませぬ。そういうわけで残念な

から決議にしたということをよく御了解のほどを、特に私から要望いたしておきたいと思ひます。

○矢尾委員長 本日はこれにて散会いたします。

午後零時十二分散会

〔参照〕

地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四〇号)に関する報告書

〔別冊附録に掲載〕